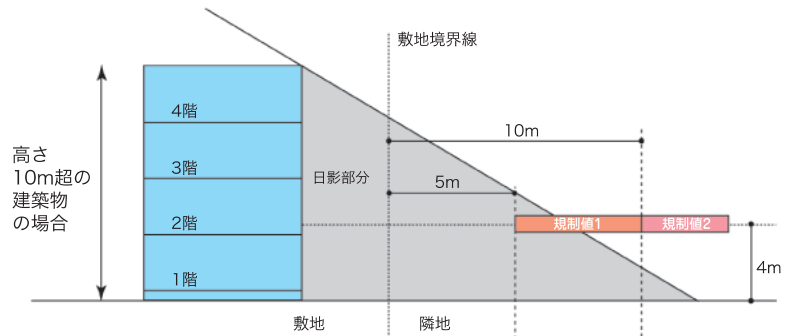
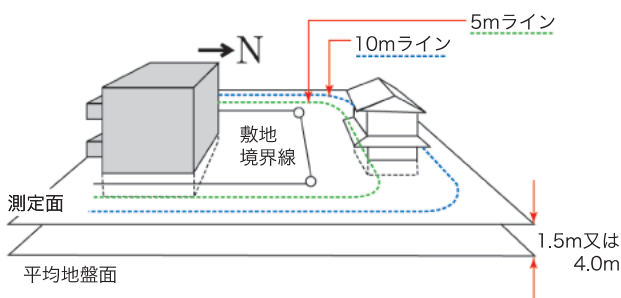


# CASE 2 のルール解説 Part2

## 日影規制について

建築基準法の日影規制では、中高層の建物の敷地境界線から水平距離5m及び10mの測定線において、その建物の日影が下表の規制時間以上とならないよう定めています。日影は、一年のうち最も影が長くなる冬至日の午前8時から午後4時までの間に、一定の高さの水平面(測定面)に及ぼす日影時間の限度を定めています。

### ■日影の規制方法の図解



### ■横浜市内の日影規制

対象となる用途地域	対象建築物	日影の測定面の高さ	日影時間の限定	
			敷地境界線から5~10mの範囲	敷地境界線から10m~の範囲
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 (容積率150%を除く) 用途地域の指定のない区域(一般の地域)	軒高7m超の建築物又は 地上階数が3以上の建築物	1.5m おおむね1階の窓の高さ	規制値1 3時間	規制値2 2時間
第2種低層住居専用地域(容積率150%)			4時間	2.5時間
第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	高さ10m超の建築物	4.0m おおむね2階の窓の高さ	3時間	2時間
第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域			4時間	2.5時間
近隣商業地域(容積率200%)			5時間	3時間
準工業地域(容積率200%)			5時間	3時間
用途地域の指定のない区域 (幹線道路沿い50mの区域)			4時間	2.5時間
近隣商業地域(容積率300%、400%)	—	—	ナシ	ナシ
商業地域	—	—	ナシ	ナシ
準工業地域(容積率400%)	—	—	ナシ	ナシ
工業地域	—	—	ナシ	ナシ
工業専用地域	—	—	ナシ	ナシ

オレンジ色の地域には日影の規制がありません。Bさんのように自宅マンションの周辺が駐車場や空き地だった場合は注意が必要です。